

サイバネティック・アバターにおける ガバナンスの公証と人格権

情報法制学会第7回研究大会（2023年11月3日）

弁護士・慶應義塾大学総合政策学部
齊藤 邦史

アバターを介した社会活動と 行為主体の公証

(プロジェクトの背景)

- ✓ サイバネティック・アバターを将来的に日常生活で利用するためには、そのCAが「誰」なのか認識できなければ、そもそもアバターを社会で信頼できる存在として利用することができません。
- ✓ 利用者認証・CA認証・CA公証により実現されるCA安全・安心確保基盤の実現を目指します。
- ✓ その基盤の構築により、安全・安心・信頼性を確保し、CAの社会受容性を高めることで、
- ✓ CAが分身となり他者と接する世界、CA同士が接する世界、すなわち、CAを介した新たなコミュニケーションが可能となる社会を目指します。

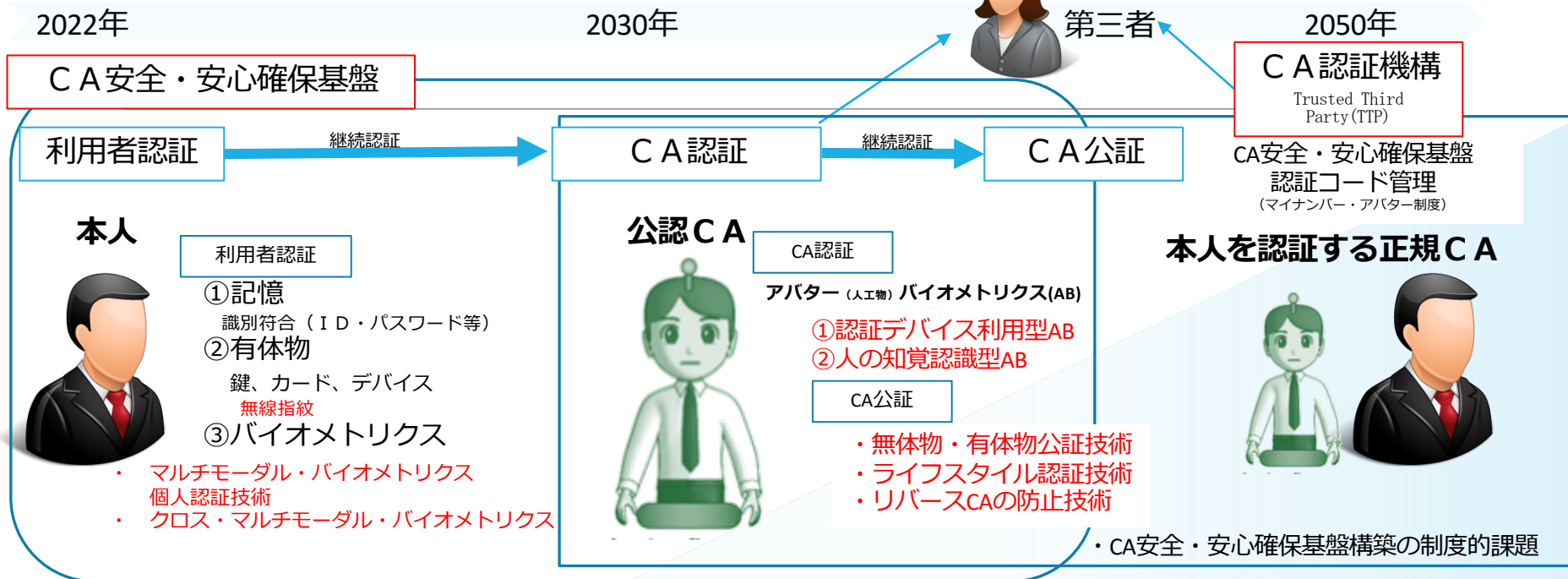
(出典：<https://avatar-life.jp/ja/about>)

E³LSI

読み方（イー・キューブ・エルシ: E-Cube LSI）

- ✓ 倫理的・経済的・環境的・法的・社会的課題
- ✓ Ethical, Economic, Environmental, Legal, and Social Issues

研究開発課題の構造



KYC(eKYC)と情報セキュリティ

- ・グラフニューラルネットワーク (GNN) 等を用いたCAに適した認証トポロジ構成
- ・不正なコード・実行命令の検出機構を確立
- ・証跡の正当性及び根拠に対するアカウンタビリティ及び否認防止の技術的メカニズム

- ・CAの利用場面・方法・形態に応じた E³LSI(倫理的・経済的・環境的・法的・社会的課題)研究
- ・新次元領域法学 (AI・ロボット・アバター法)
- ・CA研究開発の政策展開 (政策提言・知的財産保護・国際戦略及び標準化)
- ・CA研究開発の国際的な戦略的政策展開



非公認CA、UFO (未確認製造物) のCA

E³LSI研究基盤・政策展開

①CA操作者（本人等の利用主体）の認証（ユーザ認証技術）

②CAの識別と認証（CA認証）

③操作者とCA本体の連結性及び実存状態の担保（CA公証）

④新次元領域法学（AI・ロボット・アバター法）の展開及びE³LSI研究基盤の構築

⑤CA研究開発の政策展開（政策提言・知的財産保護・国際戦略）

- CAの利用場面（実在・物故・非実在）／ 利用方法（遠隔操作・自動処理・自律的動作）／
利用形態（単独・複数、顕名・匿名）
- 有体物又は無体物のCAに応じた複合的・構造的なE³LSI課題の研究

新次元領域法学（AI・ロボット・アバター法）の展開

CAの社会実装に向けて解決が必要な課題

- 現実空間においても遠隔で操作又は自律的に動作するCAを展開した複合的・多重的かつ時間的・空間的制約を超越した活動に伴う課題の検討

アバター生活とアバター法

- 現実空間とメタバースの双方で自分の分身であるCAで活動するにあたって遵守すべき社会規範や法的課題を扱う法分野として、「アバター法」を醸成

新たな法・倫理・社会・経済分野における概念構築へのパラダイムシフト

- 法的・社会的な基礎概念の再考・見直し（例：「本人とは？」、「出席とは？」）にも挑む
- 自然人による物理的かつ固定的な存在状態から、CA利用による可変的かつ時間差による存在状態へと変化することに伴う新たな概念

現状の問題

- いわゆるELSI課題の検討は、人文社会科学分野の研究に閉じてその解決の方途を目指す手法がとられてきた
- 新たな課題を「技術」で解決する方策を示す必要がある → そのために必要なE³LSIの総合的な研究体制の構築が必要

アバターに対する法人格の付与

関連論文

- ✓ 松尾光舟・齊藤邦史「アバターに対する法人格の付与」情報ネットワーク・ローレビュー23巻
(近刊)

自然人の公証 (KYC: Know Your Customer)

- ✓ 「オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法」
(犯罪収益移転防止法施行規則)
- 「写真付き本人確認書類の画像」 + 「容貌の画像」
- 「写真付き本人確認書類の I Cチップ情報」 + 「容貌の画像」
- 「本人確認書類の画像又は I Cチップ情報」
+ 「銀行等への顧客情報の照会」
- 「本人確認書類の画像又は I Cチップ情報」
+ 「顧客名義口座への振込み」
- 「公的個人認証サービスの署名用電子証明書
(マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書)」
- 「民間事業者発行の電子証明書」

法人の公証（商業・法人登記）

- ✓ 社団法人：団体に対する法人格の付与
 - 株式会社、合同会社等（会社法）
 - 一般社団法人（一般法人法）

- ✓ 財団法人：財産に対する法人格の付与
 - 学校法人（私立学校法）
 - 一般財団法人（一般法人法）

社団／財団の表象としてのアバター

- ✓ 社団のアバター
 - 声優・ダンサー・脚本家らの協業によるVTuber
(キャラクター型)
 - 会社を設立してYouTubeと契約しているVTuber
(パーソン型)

- ✓ 財団のアバター
 - 動物の挙動に連動するアバター

社団法人のガバナンス

- ✓ 「株式会社」の法人格
= 「株式会社を支配する団体の法人格」
- ✓ 「アバターの法人格」
= 「アバターを支配する団体の法人格」
- ✓ 「中の人」：信認関係に基づく責任財産の分離
 - 社員：構成員（受益者：株主など）
 - 役員：代表者（受託者：取締役・理事など）
 - 職員：取引先（役務提供者：労働者・委託先など）

財団法人のガバナンス

- ✓ 一般財団法人
 - 社員（構成員）がない = **社員総会がない**
 - 理事会 + **評議員会必置**（業務執行を牽制・監督）
 - 自然人7名（理事会3名 + 評議員会3名 + 監事1名）によるガバナンス

- ✓ 令和5年改正私立学校法30条2項
 - 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない

考察

- ✓ 法人格の悪用（計画倒産など）を防ぐため、**信認関係**に基づく**ガバナンス**は既存制度の踏襲が必要
- ✓ 自然人の「公証」（KYC）は、日常的・個人的な取引で求めるべきではない（**プライバシー**の保障）
- ✓ 自然人の身元は、日常的には、法人との継続的契約（雇用・銀行取引等）を手がかりとして確認されている
- 個人が「**アバター法人**」を通じて業務受託・経費支出し、自らは**役職員**として「勤務」する未来は意外と近い！？

アバターの人格権

「パーソン型」アバターと「中の人」

- ✓ 大阪地判令和4年8月31日判タ1501号202頁
- 「宝鐘マリン」としての言動に対する侮辱の矛先が、表面的には「宝鐘マリン」に向けられたものであったとしても、
- 原告は、「宝鐘マリン」の名称を用いて、アバターの表象をいわば衣装のようにまとして、動画配信などの活動を行っているといえること、本件投稿は「宝鐘マリン」の名称で活動する者に向けられたものであると認められることからすれば、
- 本件投稿による侮辱により名誉感情を侵害されたのは原告であり (...), ...当該侮辱は社会通念上許される限度を超えるものであると認められるから、
- これにより、原告の人格的利益が侵害されたというべきである。

「キャラクター型」アバターと 「中の人」 (たち?)

- ✓ キズナアイ (J-CASTニュース2021年1月21日参照)
- 「**中の人**などいないって何回言ったらわかるの!?!」
- 「いつまで経っても!! いつまで経っても!!
『キズナアイって**中の人**変わったでしょ?』、
『あ、**4人**とかだっけ』、『キズナアイ
声変わった』、『キズナアイ**声**変わりすぎワロタ』、
『**初期**の方が好きだったんだけどな~』みたいな
奴らが多すぎる!!!」

法人の人格権

- ✓ 最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁
- 「法人の**名誉権**侵害の場合は金銭評価の可能な無形の損害の発生すること必ずしも絶無ではなく、そのような損害は加害者をして金銭でもつて賠償させるのを社会観念上至当とすべき」
- ✓ 最判平成18年1月20日民集60巻1号137頁
- 「宗教法人も人格的利益を有しており、その名称がその宗教法人を象徴するものとして保護されるべきことは、個人の氏名と同様であるから、宗教法人は、その**名称を他の宗教法人等に冒用されない権利**を有し、これを違法に侵害されたときは、加害者に対し、侵害行為の差止めを求めることができる」

「権利能力のない社団」の人格権

- ✓ 東京地判昭和44年12月16日下民集20巻11=12号913頁
- ...権利能力なき社団においてもその社会において有する地位すなわち品格、名声、信用を有することは、法人又は自然人と異ならない。
- この品格、名声、信用は名誉に外ならないから、**権利能力なき社団も名誉を有する。**
- これが侵害され、社会的評価が低下、減退させられるときは、直ちに非財産的損害を被むることになるから、
- 権利能力のない社団にその賠償を認むべきである。

「権利能力のない社団」の要件

- ✓ 最判昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁
- 法人格を有しない社団すなわち（中略）権利能力のない社団と認めるためには、
- 団体としての組織をそなえ、
- そこには多数決の原則が行なわれ、
- 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、
- しかしてその組織によつて代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないのである。

考察

- ✓ キャラクター型アバターの人格権は、声優またはプロデューサー等の関係者（自然人）個人の人格権と同視することは難しい場合が想定される
- ✓ アバターの運営を、法人の業務として執行する場合、**法人の人格権**を主張する余地がある
- ✓ アバターの運営を、「権利能力のない社団」の業務として執行する場合、**社団の人格権**を主張する余地が生ずる
- 社団の財産管理について、**受益者**（総会の運営）、**受託者**（代表の方法）の明確化による**信認関係に基づくガバナンス**の構築が必要

関連論文

- ✓ 齊藤邦史「仮想空間におけるアバターのアイデンティティ」法学セミナー68巻2号（2023年）